

3. 参考資料

- I. 主任技術者となりうる資格一覧表
- II. 監理技術者となりうる資格一覧表
- III. その他

I. 主任技術者となりうる資格一覧表

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	土木一式工事	土木工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級又は2級建設機械施工技士 ☐ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 技術士（建設部門、農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」）
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建築一式工事	建築工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築） ☐ 1級又は2級建築士
◇大工工事 ◇型枠工事 ※1 ◇造作工事	大工工事	大工工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級又は2級建築士若しくは木造建築士 ☐ 技能検定1級の建築大工・型枠施工 ☐ 技能検定2級の建築大工・の型枠施工に合格後、大工工事に關し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務経験を有する者 ☐ 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（型枠、建築大工、建築測量）
◇とび工事 ◇ひき工事 ◇足場等仮設工事 ◇重量物の揚重運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事 ◇コンクリートブロック据付工事 ◇くい工事 ◇くい打ち工事 ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工事 ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事 ◇盛土工事 ◇コンクリート工事 ◇コンクリート打設工事 ※1 ◇コンクリート圧送工事 ◇プレストレストコンクリート工事 ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事 ◇ボーリンググラウト工事 ◇土留め工事 ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇法面保護工事 ◇道路付属物設置工事 ◇屋外広告物設置工事 ◇捨石工事 ◇外構工事 ◇はつり工事 ◇切断穿孔工事 ◇アンカー工事 ◇あと施工アンカー工事 ◇潜水工事	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級又は2級建設機械施工技士 ☐ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木又は薬液注入） ☐ 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技術士（建設部門、農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」） ☐ 技能検定1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工 ☐ 技能検定2級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工に合格後、とび・土工・コンクリート工事に關し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者 ☐ 基礎施工士 ☐ 登録基幹技能者（橋梁、コンクリート圧送、トンネル、機械土工、PC、嵩・土工、切断穿孔、エクステリア、グラウト、運動施設、基礎工、標識・路面標示）
◇左官工事 ◇モルタル工事 ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事 ◇とぎ出し工事 ◇洗い出し工事	左官工事	左官工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技能検定1級の左官若しくは2級の左官に合格後、左官工事に關し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（左官、外壁仕上）
◇石積（張）工事 ◇コンクリートブロック積（張）工事	石工事	石工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技能検定1級のブロック建築・石材施工（又は、コンクリート積みブロック施工（H23資格廃止）） ☐ 技能検定2級のブロック建築・石材施工（又は、コンクリート積みブロック施工（H23資格廃止））に合格後、石工事に關し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（エクステリア）
◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事 ◇空調設備工事 ◇給排水・給湯設備工事 ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事 ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事 ◇ガス管配管工事 ◇ダクト工事 ◇管内更正工事	管工事	管工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級又は2級管工事施工管理技士 ☐ 技術士（機械部門・選択科目「流体工学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体工学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） ☐ 水道法による給水装置工事主任技術者を取得し、1年以上の実務経験を有するもの ☐ 技能検定1級の冷凍空調機器施工、給排水衛生設備配管、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」 ☐ 技能検定2級の冷凍空調機器施工、給排水衛生設備配管、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」合格後、管工事に關し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格者（「建設設備士」）で1年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（配管、ダクト、冷凍空調） ☐ （一社）日本計装工業会が実施する「登録計装試験（1級計装士技術審査）」に合格した者

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事 ◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 ◇屋外広告塔工事 ◇閘門・水門等の門扉設置工事	鋼製造物工事	鋼構造物工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 1級建築施工管理又は2級の建築施工管理技士（躯体） ☐ 1級建築士 ☐ 技術士（建設部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」） ☐ 技能検定1級の鉄工・選択科目「製作作業」又は「構造物鉄工作業」 ☐ 技能検定2級の鉄工・選択科目「製作作業」又は「構造物鉄工作業」に合格後、鋼構造物に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（橋梁）
◇鉄筋加工組立工事 ◇ガス圧接工事	鉄筋工事	鉄筋工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級建築施工管理又は2級の建築施工管理技士（躯体） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級管工事施工管理又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級管工事施工管理又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技能検定1級の鉄筋組立 ☐ 技能検定1級の鉄筋施工 ☐ 技能検定2級の鉄筋施工に合格後、鉄筋工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（鉄筋、PC、圧接）
◇アスファルト舗装工事 ◇コンクリート舗装工事 ◇ブロック舗装工事 ◇路盤築造工事	舗装工事	舗装工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 1級又は2級建設機械施工技士 ☐ 技術士（建設部門） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） ☐ 登録基幹技能者（運動施設）
◇屋根ふき工事	屋根工事	屋根工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級又は2級建築士 ☐ 技能検定1級の建築板金、建築板金以外、かわらぶき ☐ 技能検定2級の建築板金、建築板金以外、かわらぶきに合格後、屋根工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（建築板金） ☐ 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
◇発電設備工事 ◇送配電線工事 ◇引込線工事 ◇変電設備工事 ◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 ◇照明設備工事 ◇電車線工事 ◇信号設備工事 ◇ネオン装置工事	電気工事	電気工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級、2級電気工事施工管理技士 ☐ 技術士（電気電子部門、建設部門） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」） ☐ 第1種電気工事士 ☐ 第2種電気工事士の免状の交付後、実務経験3年以上の実務経験を有する者 ☐ 第1種、第2種、第3種電気主任技術者免状の交付後電気工事に関し5年以上の実務経験を有する者 ☐ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格者（「建設設備士」）で1年以上の実務経験を有する者 ☐ 1級計装士の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（電気工事）
◇コンクリートブロック積（張）工事 ◇レンガ積（張）工事 ◇タイル張り工事 ◇築炉工事 ◇石綿スレート張り工事	タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（躯体、仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級又は2級建築士 ☐ 技能検定1級のタイル張り、築炉、ブロック建築 ☐ 技能検定2級のタイル張り、築炉、ブロック建築 ☐ 一に合格後、タイル・レンガ・ブロック工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（エクステリア、ALC、タイル張り）

Ⅰ. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
◇板金加工取付工事 ◇建築板金工事	板金工事	板金工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技能検定1級の工場板金、建築板金、建築板金以外 ☐ 技能検定2級の工場板金、建築板金、建築板金以外、合格後、板金工事にし3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（建築板金）
◇ガラス加工取付工事	ガラス工事	ガラス工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技能検定1級のガラス施工 ☐ 技能検定2級のガラス施工に合格後、ガラス工事にし3年以上の実務経験を有する者 ☐ 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事にし8年を超える実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（硝子工事）
◇塗装工事 ◇溶射工事 ◇ライニング工事 ◇布張り仕上げ工事 ◇鋼構造物塗装工事 ◇路面標示工事	塗装工事	塗装工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） ☐ 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（土木、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技能検定1級の塗装もしくは路面標示施工 ☐ 技能検定2級の塗装もしくは路面標示施工に合格後、塗装工事にし3年以上の実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（建設塗装、外壁仕上、標識・路面標示）
◇浚渫工事	浚渫工事	浚渫工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） ☐ 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技術士（建設部門、水産部門・選択科目「水産土木」） ☐ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」） ☐ 土木工事業及び浚渫工事業に係る建設工事にし、12年以上の実務経験を有する者のうち浚渫工事業に係る建設工事にし8年を超える実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（海上起重）
◇アスファルト防水工事 ◇モルタル防水工事 ◇シーリング工事 ◇塗膜防水工事 ◇シート防水工事 ◇注入防水工事	防水工事	防水工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 技能検定1級の防水施工 ☐ 技能検定2級の防水施工に合格後、防水工事にし3年以上の実務経験を有する者 ☐ 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事にし8年を超える実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（防水、外壁仕上げ）
◇インテリア工事 ◇天井仕上げ工事 ◇壁張り工事◇内装間仕切り工事 ◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事 ◇心すま工事 ◇家具工事 ◇防音工事	内装仕上工事	内装仕上工事業	☐ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 ☐ 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 ☐ 10年以上の実務経験 ☐ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） ☐ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 ☐ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 ☐ 1級又は2級建築士 ☐ 技能検定1級の畳製作、内装仕上げ施工もしくは表装 ☐ 技能検定2級の畳製作、内装仕上げ施工もしくは表装に合格後、内装仕上げ工事にし3年以上の実務経験を有する者 ☐ 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事にし8年を超える実務経験を有する者 ☐ 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事にし12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事にし8年を超える実務経験を有する者 ☐ 登録基幹技能者（内装仕上工事）

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事 ◇内燃力発電設備工事 ◇集塵機器設置工事 ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事 ◇ダム用仮設備工事 ◇遊戯施設設置工事 ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事 ◇立体駐車場設備工事	機械器具設置工事	機械器具設置事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級電気工事施工管理技士又は1級電気工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（機械部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）
◇冷暖房設備 ◇冷凍冷蔵設備 ◇動力設備又は燃料工業 ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事	熱絶縁事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級の熱絶縁施工 □技能検定2級の熱絶縁施工に合格後、熱絶縁工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 □登録基幹技能者（保温保冷、フレンダン断熱）
◇電気通信線路設備工事 ◇電気通信機械設置工事 ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事 ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事 ◇TV電波障害防除設備工事	電気通信工事	電気通信事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □技術士（電気電子部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」） □1級電気通信工事施工管理技士又は2級電気通信工事施工管理技士 □電気通信主任技術者資格証の交付を受けた後、5年以上の実務経験を有する者 □工事担任者（第一級アナログ及びデジタル通信の両方、総合通信）の交付を受け、3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（電気工事）
◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事 ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事 ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事 ◇屋上等緑化工事	造園工事	造園工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級又は2級造園施工管理技士 □技術士（建設部門・森林部門・選択科目「林業又」「森林土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、森林部門・選択科目「林業」「森林土木」） □技能検定1級の造園 □技能検定2級の造園に合格後、造園工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（造園、運動施設）
◇さく井工事 ◇観測井工事 ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事 ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事 ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事 ◇揚水設備工事	さく井工事	さく井事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（上下水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） □技能検定1級のさく井 □技能検定2級のさく井に合格した後さく井工事に関し3年以上の実務経験を有する者 □地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（さく井）
◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事 ◇金属製カーテンウォール取付工事 ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事 ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事	建具工事	建具工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技能検定1級の建具製作、カーテンウォール施工もしくはサッシ施工 □技能検定2級の建具製作、カーテンウォール施工もしくはサッシ施工に合格後、3年以上の実務経験を有する者 □登録基幹技能者（サッシ・カーテンウォール）

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事	水道施設工事	水道施設工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技術士又は2級土木施工管理技術士（土木） □1級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技術士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技術士又は1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技術士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技術士又は1級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技術士又は2級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技術士又は1級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技術士又は2級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理」「廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、衛生工学部門・選択科目「水質管理」「廃棄物管理」） □土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしご・救急袋・暖降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設工事	消防施設工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級建築施工管理技術士又は1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技術士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級電気工事施工管理技術士又は1級電気工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級電気工事施工管理技術士又は2級電気工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技術士又は1級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技術士又は2級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □消防法による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者 □登録昇幹技能者（消火設備）
◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事	清掃工事	清掃施設工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技術士又は1級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技術士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技術士又は1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技術士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級管工事施工管理技術士又は1級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級管工事施工管理技術士又は2級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技術士又は1級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技術士又は2級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」）
◇工作物解体工事	解体工事	解体工事業	□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □10年以上の実務経験 □1級土木施工管理技術士又は2級土木施工管理技術士（土木）※2 □1級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級土木施工管理技術士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級建築施工管理技術士又は2級建築施工管理技術士（建築、躯体）※2 □1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級建築施工管理技術士（仕上げ）又は2級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □1級造園施工管理技術士又は1級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 □2級造園施工管理技術士又は2級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 □技術士（建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）※2 □技能検定1級のとび※3 □技能検定2級のとび合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者※3 □解体工事施工技術士 □土木工事業（又は建築工事業、又はとび・土工事業）及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有するもの ■令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。

指定学科	業 種 分 類
土木工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇左官工事業 ◇とび・土工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇浚渫工事業 ◇防水工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇さく井工事業 ◇解体工事業
都市工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道工事業 ◇清掃施設工事業 ◇造園工事業
衛生工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇さく井工事業
交通工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業
建築学	◇左官工事業 ◇とび・土工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇器械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇防水工事業 ◇解体工事業
機械工学	◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇さく井工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇浚渫工事
電気工学	◇電気工事業 ◇電気通信工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業
電気通信工学	◇電気工事業 ◇電気通信工事業
林学	◇造園工事業
鉱山学	◇さく井工事業

（注） 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）

（注） 専門学校は、学校教育法に定める指定学科と認められていません。

※1 とび・土工事業と異なり、大工事業の許可で請け負うことができる型枠工事は、木製の型枠工事にかぎります。

※2 令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

技術士合格者については、平成28年度以降合格者も解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

※3 令和3年3月31日までは、平成28年6月1日時点で2級合格者かつ「とび・土工事業」に関する所定の実務経験を有するものは「解体工事業」の技術者として認められます。

なお、令和3年4月1日以降は、1級又は2級合格者も解体工事に関する所定の実務経験が必要となります。

Ⅱ．監理技術者となりうる資格一覧表

Ⅱ. 監理技術者となりうる資格一覧表

- 建設業法第15条第2号イ
国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（下表参照）
- 建設業法第15条第2号ロ
第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事(4,500万円以上)で、発注者から直接請け負い、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- 建設業法第15条第2号ハ
国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（下表参照）
また、当該認定が有効期間の満了により効力を失った若で、有効期間の満了の日から起算して六月以内に(財)全国建設研修センター、(財)建設業振興基金、(社)日本建設機械化協会が実施する監理技術者講習を受講したもののうち、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イと同等以上の能力を有する者と認める者。

○表一建設業法第15条第2号イ又はロの資格一覧

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る監理技術者の資格
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	土木工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建設機械施工技術士 □1級土木施工管理技術士 □技術士（建設部門・農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一般技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建築工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技術士 □1級建築士 ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一般技術検定を受検した者 ・(財)建設業振興基金の行う平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
◇大工工事 ◇型枠工事 ◇造作工事	大工工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技術士 □1級建築士
◇とび工事 ◇ひき工事 ◇足場等仮設工事 ◇重量物の搬運運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事 ◇コンクリートブロック据付工事 ◇工作物解体工事 ◇くい工事 ◇くい打ち工事 ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工事 ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事 ◇盛土工事 ◇コンクリート工事 ◇コンクリート打設工事 ◇コンクリート圧送工事 ◇プレストレストコンクリート工事 ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事 ◇ボーリンググラウト工事 ◇土留め工事 ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇法面保護工事 ◇道路付属物設置工事 ◇屋外広告物設置工事 ◇捨石工事 ◇外構工事 ◇はつり工事 ◇切断穿孔工事 ◇アンカー工事 ◇あと施工アンカー工事 ◇潜水工事	とび・土工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建設機械施工技術士 □1級土木施工管理技術士 □1級建築施工管理技術士 □技術士（建設部門・農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」）
◇左官工事 ◇モルタル工事 ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事 ◇とぎ出し工事 ◇洗い出し工事	左官工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技術士
◇石積（張）工事 ◇コンクリートブロック積（張）工事	石工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技術士 □1級建築施工管理技術士
◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事 ◇空調設備工事 ◇給排水・給湯設備工事 ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事 ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事 ◇ガス配管工事 ◇ダクト工事 ◇管内更正工事	管工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級管工事施工管理技術士 □技術士（機械部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」、「衛生工学部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一般技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センターの行う平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習を受講した者
◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事 ◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 ◇屋外広告塔工事 ◇閘門・水門等の門扉設置工事	鋼構造物工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技術士 □1級建築施工管理技術士 □1級建築士 □技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） □技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一般技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行う平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行う平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別講習を受講した者
◇鉄筋加工組立工事 ◇ガス圧接工事	鉄筋工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技術士
◇アスファルト舗装工事 ◇コンクリート舗装工事 ◇ブロック舗装工事 ◇路盤築造工事	舗装工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技術士 □1級建設機械施工技術士 □技術士（建設部門） □技術士（総合技術監理部門「建設部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一般技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行う平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別講習を受講した者

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る監理技術者の資格
◇屋根ふき工事	屋根工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇発電設備工事 ◇送配電線工事 ◇引込線工事 ◇変電設備工事 ◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 ◇照明設備工事 ◇電車線工事 ◇信号設備工事 ◇ネオン装置工事	電気工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級電気工事施工管理技士 □技術士（電気電子部門、建設部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた ・H6、H7又はH8年度に1級検定に合格した者 ・（財）建設業振興基金の行H7年度又はH8年度の電気工事技術者特別認定講習を受けた者
◇コンクリートブロック積（張）工事 ◇レンガ積（張）工事 ◇タイル張り工事 ◇築炉工事 ◇石綿スレート張り工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇板金加工取付工事 ◇建築板金工事	板金工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇ガラス加工取付工事	ガラス工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇塗装工事 ◇溶射工事 ◇ライニング工事 ◇布張り仕上げ工事 ◇鋼構造物塗装工事 ◇路面標示工事	塗装工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □1級建築施工管理技士
◇浚渫工事	浚渫工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（建設部門、水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」）
◇アスファルト防水工事 ◇モルタル防水工事 ◇シーリング工事 ◇塗膜防水工事 ◇シート防水工事 ◇注入防水工事	防水工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇インテリア工事 ◇天井上げ工事 ◇壁張り工事 ◇内装間仕切り工事 ◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事 ◇ふすま工事 ◇家具工事 ◇防音工事	内装仕上工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事 ◇内燃力発電設備工事 ◇集塵機器設置工事 ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事 ◇ダム用仮設備工事 ◇遊戯施設設置工事 ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事 ◇立体駐車場設備工事	機械器具設置工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（機械部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）
◇冷暖房設備 ◇冷凍冷蔵設備 ◇動力設備又は燃料工業 ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇電気通信線路設備工事 ◇電気通信機械設置工事 ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事 ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事 ◇TV電波障害防除設備工事	電気通信工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（電気電子部門） □技術士（総合技術監理部門「電気電子部門」）
◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事 ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事 ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事 ◇屋上等緑化工事	造園工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級造園施工管理技士 □技術士（建設部門、森林部門・選択科目「林業又は森林土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、森林部門・選択科目「林業」又は「森林土木」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた ・H6、H7又はH8年度に1級検定に合格した者 ・（財）建設業振興基金の行H7年度又はH8年度の電気工事技術者特別認定講習を受けた者
◇さく井工事 ◇観測井工事 ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事 ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事 ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事 ◇揚水設備工事	さく井工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（上下水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） □技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」）
◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事 ◇金属製カーテンウォール取付工事 ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事 ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事	建具工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事	水道施設工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」）
◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設工事業	—
◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事	清掃施設工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」）
◇解体工事	解体工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士※1 □1級建築施工管理技士※1 □技術士（建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）※1 ■令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。

※1 令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

技術士合格者については、平成28年度以降合格者も解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格等一覧

建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧

2023/7/1施行

■ 特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格
■ 一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格
特内の数字：資格取得後、必要な当該業種の実務経過年数
(※) 特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る

指定建設業

資格区分		建設業の種類																													
		土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	養護	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工管理技士																														
	1級建設機械施工管理技士補																														
	2級建設機械施工管理技士																														
	2級建設機械施工管理技士補																														
	1級土木施工管理技士					3			3			3	3						3	3		3			3			3		注1	
	1級土木施工管理技士補					3	3	3	3			3	3	3				3	3		3		3		3		3	3	3	3	3
	2級土木施工管理技士	種別	土 木			5			5			5	5					5	5		5		5		5		5		5	5	注1
			鋼構造物塗装				5	5	5	5			5	5	5				5	5		5		5		5		5	5	5	5
			薬液注入				5	5	5	5			5	5	5	5			5	5		5		5		5		5	5	5	5
	2級土木施工管理技士補					5	5	5	5	5		5	5	5	5			5	5		5		5		5		5	5	5	5	5
	1級建築施工管理技士																				3							3	3	3	注1
	1級建築施工管理技士補					3	3	3	3	3		3	3			3	3	3	3	3	3	3					3	3	3	3	3
	2級建築施工管理技士	種別	建 築			5	5	5	5	5		5	5			5	5	5	5	5	5	5					5	5	5	5	注1
			軀 体				5		5	5						5	5	5	5	5	5	5					5	5	5	5	5
			仕 上 げ					5						5					5	5		5					5	5	5	5	5
	2級建築施工管理技士補					5	5	5	5	5		5	5			5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	5	5
	1級電気工事施工管理技士																					3									
	1級電気工事施工管理技士補																					3									
	2級電気工事施工管理技士																					5									
	2級電気工事施工管理技士補																					5									
	1級管工事施工管理技士														3		3	3				3	3			3	3	3	3	3	3
	1級管工事施工管理技士補														3		3	3				3	3			3	3	3	3	3	
	2級管工事施工管理技士														5		5	5				5	5			5	5	5	5	5	5
	2級管工事施工管理技士補														5		5	5				5	5			5	5	5	5	5	5
	1級電気通信工事施工管理技士																														
	1級電気通信工事施工管理技士補																														
	2級電気通信工事施工管理技士																														
	2級電気通信工事施工管理技士補																														
	1級造園施工管理技士						3	3	3	3			3	3					3	3			3			3			3	3	3
	1級造園施工管理技士補						3	3	3	3			3	3	3				3	3			3			3			3	3	3
	2級造園施工管理技士						5	5	5	5			5	5	5				5	5			5			5			5	5	5
	2級造園施工管理技士補						5	5	5	5			5	5	5				5	5			5			5			5	5	5
建築士法（建築士試験）	1級建築士																														
	2級建築士																														
	木造建築士																														
技術士法（技術士試験）	建築設備士（注2）																														
	建設（「鋼構造及びコンクリート」）・総合技術監理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」）																														注1
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）																														注1
	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）																														
	電気電子・総合技術監理（電気電子）																														
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）																														
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）																														
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）																														
	上下水道（「下水道」）・総合技術監理（上下水道）（「下水道」）																														
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）																														
	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																														
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																														
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																														
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）																														
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理（衛生工学「建築物環境衛生管理」）																														

令和5年7月施行 国土交通省資料「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」参照
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>

		建設業の種類																											指定建設業	
資格区分		土木	建築	大工	左官	とび・ コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	銅構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建築	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
職業能力開発促進法 (技能検定)	電気工事士法 (電気工事士試験)																													
	第1種電気工事士																													
	第2種電気工事士																													
	電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等)																													
	電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)																													
	電気通信事業法 (工事担任者)																													
	水道法 (給水装置工事主任技術者試験)																													
	消防法 (消防設備士試験)																													
		甲種消防設備士																												
		乙種消防設備士																												
		1級建築大工																												
		2級建築大工																												
		1級型枠施工																												
		2級型枠施工																												
		1級左官																												
		2級左官																												
		1級とび																												
		2級とび																												
		1級コンクリート仕込施工																												
		2級コンクリート仕込施工																												
		1級ウェルポイント施工																												
		2級ウェルポイント施工																												
		1級冷凍空調機器施工																												
		2級冷凍空調機器施工																												
		1級配管(選択科目「建築配管作業」)																												
		2級配管(選択科目「建築配管作業」)																												
		1級タイル張り																												
		2級タイル張り																												
		1級窯炉																												
		2級窯炉																												
		1級ブロック建築																												
		2級ブロック建築																												
		1級石材施工																												
		2級石材施工																												
		1級鉄工																												
		2級鉄工																												
		1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工回成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																												
		2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工回成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																												
		1級工場板金																												
		2級工場板金																												
	1級建築板金「ダクト板金作業」																													
	2級建築板金「ダクト板金作業」																													
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																													
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外																													
	1級かわらぶき																													
	2級かわらぶき																													
	1級ガラス施工																													
	2級ガラス施工																													
	1級塗装																													
	2級塗装																													
	路面標示施工																													
	1級量製作・内装仕上げ施工・表装																													
	2級量製作・内装仕上げ施工・表装																													
	1級熱絶縁施工																													
	2級熱絶縁施工																													
	1級建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
	2級建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
	1級造園																													
	2級造園																													
	1級防水施工																													
	2級防水施工																													
	1級さく井																													
	2級さく井																													
その他	地すべり防止工事(注3)																													
	基礎ぐい工事(注4)																													
	1級計装士(注5)																													
	解体工事施工士(注6)																													

令和5年7月施行 国土交通省資料「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」参照
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>

令和5年7月施行 国土交通省資料「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」参照
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>

【備考】

(注1) 解体工事事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当分の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

(注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技術につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

(注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

(注4) 基礎工に必要となる知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイブル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。

(注5) 建築物等に計画設置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計画工業会が行う1級計画士技術審査が該当します。

(注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事事業団体連合会が行う解体工事施工技術士試験が該当します。

(注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二号の登録基礎技術者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに達した時点で当該要件を満たすものとします。

(注8) 令和3年4月1日以前に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限りです。

(注9) 合格後、コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者

(注10) 合格後、とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者

(注11) 合格後、土工工事に関し三年以上実務の経験を有する者

(注12) 合格後、土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者